



暴追センターだより

VOL. 38

令和7年



「郡山 銚子ヶ滝」撮影者／福島県警察 渡邊倫成

公益財団法人
福島県暴力追放運動推進センター



ごあいさつ

公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

会 長 内 堀 雅 雄

当センターは、平成2年4月の設立以来、長年にわたり暴力追放に向けた広報・啓発を始め、暴力団事務所撤去への支援や被害者等の相談対応、不当要求防止責任者講習、さらには、発生から14年を迎えた東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に係る復興・再生事業からの暴力団排除など、様々な活動を展開してまいりました。

これもひとえに、皆様の深い御理解、御支援の賜であり、心から感謝を申し上げます。

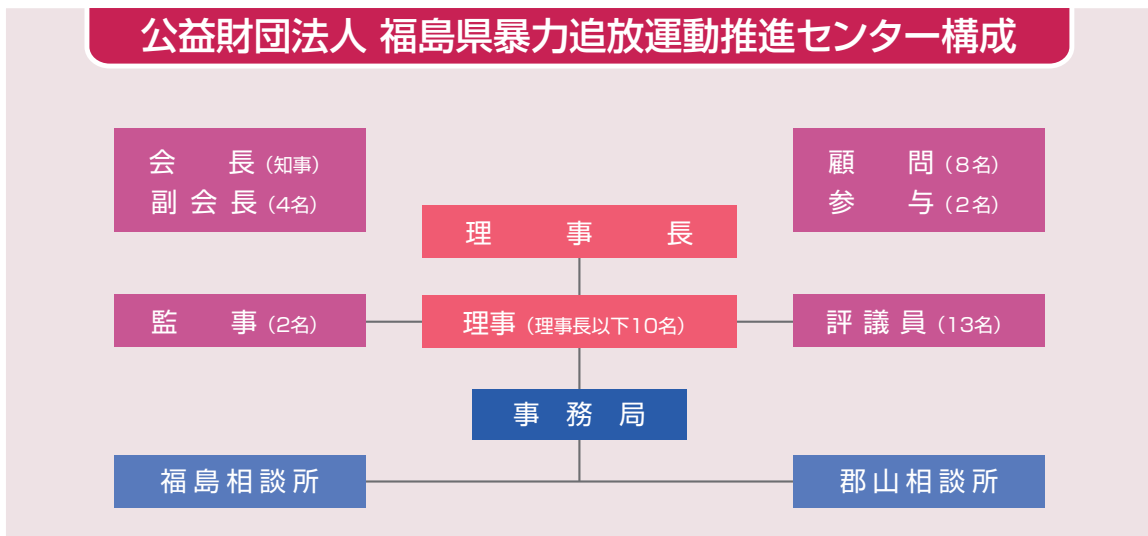
そうした地道な活動や警察当局の厳しい取締りにもかかわらず、残念ながら県内には依然として約330人もの暴力団員等が存在しています。また、全国的に発生している匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺や強盗・窃盗等にも暴力団員が深く関与する実態も見られるなど、近年の暴力団は不透明化、多様化、巧妙化の傾向を一層強めております。さらに、覚醒剤等違法薬物の密売や、みかじめ料の徴収といった従来の犯罪に加え、時代の変化に応じた様々な資金獲得活動を行い、今なお、県民生活や社会経済活動に多大な不安と脅威を与えております。

このような中、県及び県内全ての市町村では「暴力団排除条例」に基づき、公共事業からの暴力団の排除や事業者から暴力団員等への利益供与の禁止、少年の健全育成を図るための教育など、その活動を封じるための対策を着実に進めております。

暴力団の根絶に当たり最も大切なことは、県民の皆様お一人お一人が、「暴力団の存在を絶対認めない」という強い信念と勇気を持ち、社会全体で取り組む環境を整えていくことであります。

当センターといたしましては、今後とも、県民の皆様と力を合わせ、県、市町村、警察や県弁護士会を始め、関係機関・団体の皆様との連携をより緊密にしながら、社会の敵である暴力団を追放し、「暴力団のいない、安全で安心して暮らせる福島県」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

皆様には、引き続き一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。





暴追センターの 活動状況

公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

理事長 佐藤 稔

福島県暴力追放運動推進センターでは福島市と郡山市に相談所を設けており、暴力団に関する相談にアドバイスを行っております。当センター職員の暴力追放相談委員の他、専門的な知識や経験が豊富な弁護士、保護司、少年指導委員を非常勤の暴力追放相談委員に委嘱して相談に当たっており、令和6年中は78件の相談を受理しました。

福島県公安委員会から委託を受けて行っている「不当要求防止責任者講習」では、事業所や企業等の不当要求防止責任者に対し、当センター職員や県警察本部の担当官及び弁護士による講義、DVD等視聴覚教材を活用した講習を実施して、不当要求からの被害防止を図っています。講習は県内6方で開催しており、不当要求への対応要領等の教本を配付している他、修了時には受講修了書や受講事業所の証（ステッカー）なども交付しています。令和6年度中は、29回の講習に940名の方が受講しました。

地域、職域から暴力団排除を図るための広報・啓発事業として、毎年「暴力団根絶福島県民大会」を開催していますが、令和6年度は第34回大会を福島市で開催し、県内各地から約500人が参加しました。

暴力団離脱者の社会復帰につきましては、関係機関・団体や暴力団社会復帰対策協議会会員事業所と連携して推進しており、これまでに65名の暴力団離脱者が同協議会の会員事業所に就労しました。

さらに、適格都道府県センター制度の活用による暴力団事務所撤去活動の他、地域や職域の暴力団排除組織・団体と連携しながらその活動を支援するとともに、少年への暴力団からの働きかけを排除する活動、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故の復興・再生事業等からの暴力団排除活動を行っています。

暴力団の根絶を図るには、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」の「暴力団追放三ない運動」を着実に実践し、社会全体で暴力団を排除することを継続していくことが極めて重要です。

当センターでは、令和7年も民間における暴力団排除活動の中核的組織として、各種事業を展開してまいりますので、県民の皆様のより一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

役員等名簿

(令和7年4月1日現在)

会長・副会長

会長	福島県知事
副会長	福島県議会議長
副会長	福島県市長会会長
副会長	福島県町村会会長
副会長	福島県商工会議所連合会会長

役員

理事	(一社)福島県銀行協会会長
理事	(公財)福島県暴力追放運動推進センター専務理事
理事	福島県商工会連合会
理事	(公社)福島県宅地建物取引業協会会長
理事	(株)福島銀行常務取締役
理事	東北電力(株)福島支店地域共創本部部長
理事	(一社)福島県建設業協会専務理事
理事	(株)大東銀行専務取締役
理事	福島県遊技業協同組合連合会理事長
理事	NTT東日本-東北福島支店企画総務部長

役員

監事	公認会計士
監事	福島県信用金庫協会会長

評議員

評議員	福島県総務部財務総室入札監理課長
評議員	(株)東邦銀行総務部長
評議員	ゼビオコーポレート(株)副社長
評議員	日本中央競馬会福島競馬場主幹
評議員	福島県弁護士会所属弁護士
評議員	福島県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
評議員	全国共済農業協同組合連合会福島県本部副本部長
評議員	(株)ヨークベニマル執行役員総務室長
評議員	日東紡績(株)顧問
評議員	(一社)福島県損害保険代理業協会会長
評議員	福島県町村会常務理事兼事務局長
評議員	(公社)福島県防犯協会連合会専務理事
評議員	福島県市長会常務理事兼事務局長

暴追センターの主な事業活動

1 暴力団が行う不当な行為を防止する広報活動

- ポスター、パンフレット等の作成、活用
- 暴力団根絶福島県民大会の開催
- 新聞・ラジオ等広報媒体活用による広報



2 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動

- 暴力追放運動推進組織が行う各種行事への支援



3 暴力団からの不当な行為に関する相談活動

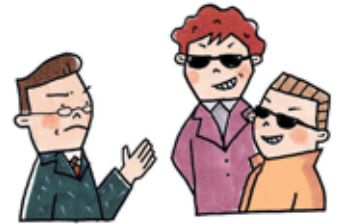
- 面談による相談
- 電話、FAX等による相談



相談無料
秘密厳守

4 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

- 相談による個別の指導、助言
- 各種団体への啓発活動



5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動

- 相談による個別の指導、助言
- 離脱のノウハウ
- 就労支援



6 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

- 裁判手続費用の無利子貸付等
(組事務所撤去訴訟・損害賠償請求訴訟)
- 組事務所使用差止訴訟(住民の代行)



7 講習・研修活動

事業所で暴力団からの不当要求被害を防止するため、責任者に選任された方を対象に、公安委員会からの委託を受けて不当要求防止責任者講習を行います。
また、少年指導委員に対し、少年に対する暴力団の影響を排除するための研修を行います。



暴力団根絶福島県民大会

令和6年10月23日、福島市の「パルセいいざか」において、「第34回暴力団根絶福島県民大会」を開催、県内から暴排関係者約500人が参加し、「暴力団のいない安全で安心な地域づくり」を誓いました。



不当要求防止責任者講習

暴力団からの不当要求による被害を防止するための講習会を開催しています。一部弁護士との講習も行っていますので、是非受講して下さい。



暴力団根絶モニター会議

暴力団の動静情報の提供や地域住民への啓発を通して、暴力団根絶に貢献するモニターの研修会を開催しています。



みかじめ料排除対策協議会

暴力団の資金を絶つため、飲食店等からのみかじめ料排除活動を行っています。



民事介入暴力対策協議会

暴力団事務所撤去活動等について、弁護士・警察・暴追センターの三者が協定を結んで対応しています。



暴力団社会復帰対策協議会

暴力団離脱者への社会復帰活動に協賛する企業・事業所等が社会復帰への支援を行っています。



指定暴力団の状況

指定暴力団分布図（25 団体）

令和5年末現在



注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和5年末現在のものを示しています。
注2：令和5年末における全暴力団構成員数(約1万400人)に占める指定暴力団構成員数(約9,900人)の比率は95.2%となっています。

県内の暴力団勢力

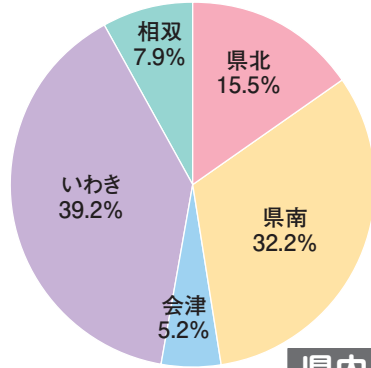
※警察本部調べ

指定暴力団の分布状況

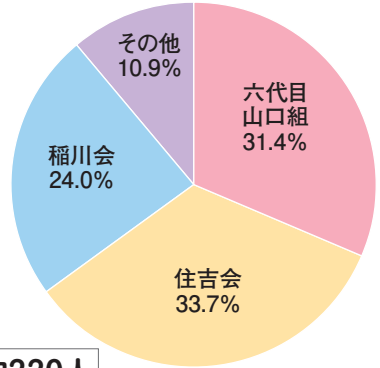
令和7年1月1日現在の暴力団勢力は、30組織、約330人となっております。このうち、指定暴力団の六代目山口組・住吉会・稲川会の主要3団体の勢力は、全体の約89.1%を占めており、その分布状況は、おおむね下図のとおりです。



■方部別暴力団員数の割合



■主要団体の寡占化状況

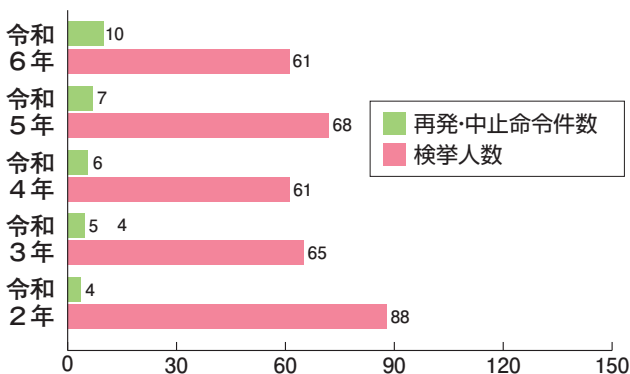


県内 約330人

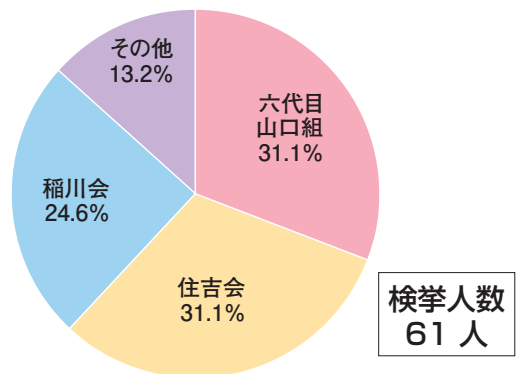
県内の暴力団検挙状況

※警察本部調べ

■検挙人数、再発・中止命令件数〈過去5年〉



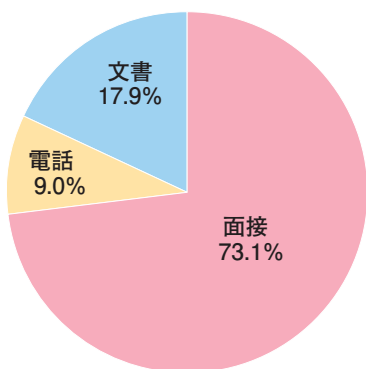
■暴力団組織系列別検挙人数〈令和6年中〉



検挙人数 61人

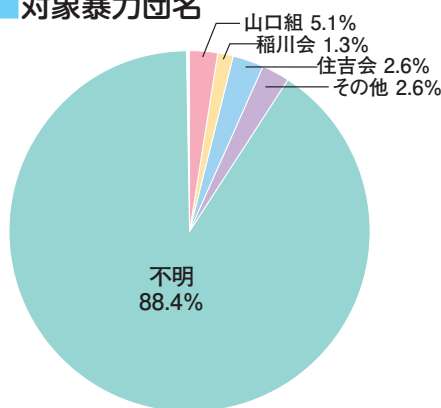
令和6年中の相談受理状況(暴力追放運動推進センター受理)

■相談態様



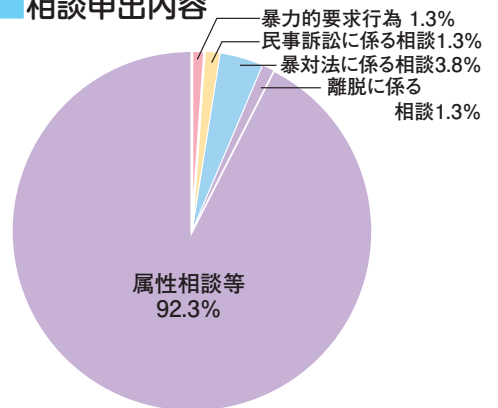
●面接…57件 ●文書(FAX等) 14件
●電話…7件

■対象暴力団名



●山口組…4件 ●その他…2件
●稲川会…1件 ●不明…69件
●住吉会…2件

■相談申出内容



●暴力的要求行為…1件
●民事訴訟に係る相談…1件
●暴対法に係る相談…3件
●離脱に係る相談…1件
●属性相談等…72件

相談件数 78件

アンケート調査結果から見た反社会的勢力への対応の実態

令和6年中の不当要求防止責任者講習時に、受講者(各企業・行政別)を対象に行った反社会的勢力からの不当要求行為及びその対応等に関するアンケート調査の結果です。

【企業回答】

過去5年以内に不当要求を受けたことのある人が**21名(3.2%)**

不当要求で多いのが、クレーム・示談名目の金品要求などで**10名**

不当要求を受けた方のうち、**1名**の方が相手の要求に応じ、「相手方に渡した金額又は免除・猶予した金額」が**100万円**以上でした。

問1 不当要求を受けたことがありますか。

ある……………**21名**
ない……………**634名**

問2 不当要求を行った団体の種別は。(複数回答あり)

① 暴力団員等……………**3名**
② 右翼又は右翼を仮装した団体……………**2名**
③ エセ同和又は同和を仮装した団体……………**1名**
④ 一般の方……………**14名**
⑤ その他(不明・わからない)……………**3名**

問3 不当要求の内容は。

① 因縁をつけての金品要求、値引き……………**10名**
② 機関誌の購読・広告掲載要求……………**0名**
③ 寄付金・賛助金の要求……………**0名**
④ 用心棒等に関する金品要求……………**0名**
⑤ あいさつ料、みかじめ料等の要求……………**0名**
⑥ しめ縄、門松等の物品購入要求……………**1名**
⑦ スキャンダル等口止め料要求……………**0名**
⑧ その他……………**10名**

問4 不当要求行為には、どう対応しましたか。

① 要求に全面的に応じた……………**0名**
② 要求の一部を受け入れた……………**1名**
③ 要求を拒否した……………**19名**
④ その他……………**1名**

問5 相手に渡した金額又は免除・猶予した金額はいくらでしたか。

① 5万円未満……………**0名**
② 5万円以上10万円未満……………**0名**
③ 10万円以上50万円未満……………**0名**
④ 50万円以上100万円未満……………**0名**
⑤ 100万円以上……………**1名**

問6 責任者講習について、どう感じましたか。

① 講習を受けて良かった……………**577名**
② ある程度参考になった……………**76名**
③ 何とも言えない……………**2名**
④ 不十分だと思う……………**0名**

【行政回答】

過去5年以内に不当要求を受けたことのある人が**20名(7.5%)**

不当要求で多いのが、行政サービスの提供要求、行政処分の取り消しなどで**17名**

不当要求を受けた方のうち、**3名**の方が一部要求を受け入れました。

問1 不当要求を受けたことがありますか。(未回答あり)

ある……………**20名**
ない……………**244名**

問2 不当要求を行った団体の種別は。(複数回答あり)

① 暴力団員等……………**2名**
② 右翼又は右翼を仮装した団体……………**1名**
③ エセ同和又は同和を仮装した団体……………**1名**
④ 総会屋……………**0名**
⑤ 一般の方、その他……………**16名**

問3 不当要求の内容は。(複数回答あり)

① 行政サービスの提供要求等……………**12名**
② 行政処分の取り消し等……………**5名**
③ 融資、生活保護等の給付要求……………**1名**
④ 許認可等の強要……………**2名**
⑤ 事務処理に因縁をつけての金品の要求……………**1名**
⑥ 公共料金、税金などの不払い……………**1名**
⑦ 入札、受注、下請け参入への便宜……………**1名**
⑧ その他……………**2名**

問4 不当要求行為には、どう対応しましたか。

① 要求に全面的に応じた……………**0名**
② 要求の一部を受け入れた……………**3名**
③ 要求を拒否した……………**16名**
④ その他……………**1名**

問5 相手方の不当要求に応じた理由。(複数回答あり)

① 一部非があったため……………**2名**
② トラブル拡大を恐れた……………**0名**
③ 報復、糾弾を恐れたから……………**1名**
④ 威圧的で、対応に不慣れのため……………**0名**
⑤ 以前から対応し、断れない……………**1名**
⑥ その他……………**0名**

問6 責任者講習について、どう感じましたか。

① 講習を受けて良かった……………**203名**
② ある程度参考になった……………**60名**
③ 何とも言えない……………**2名**
④ 不十分だと思う……………**0名**

アンケート実施者 ▶ 講習受講者**928名**(うち行政**268**) 回答者▶**920名**(うち行政**265**)

※調査方法=講習時、無記名による調査(複数回答、未回答あり)

※不当要求に応じることは、反社会的勢力の活動を支援することにもなります。
次なる被害を防止するためにも、不当要求は**断固拒否**しましょう。



27の禁止行為

暴力団対策法で禁止している暴力的要求行為

暴力団対策法では、指定暴力団員はもとより、準構成員等指定暴力団と一定の関係のある者についても、その指定暴力団の威力を示して、次のような行為を行うことを禁止しています。このような禁止行為を行えば、中止命令等が発出されます。

4 みかじめ料を要求する行為



5 用心棒料等を要求する行為



2 寄附金や賛助金等を要求する行為



1 口止め料を要求する行為



3 下請参入等を要求する行為



6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為



7 不当な方法で債権を取り立てる行為



8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為



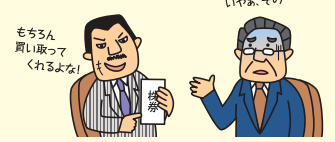
9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為



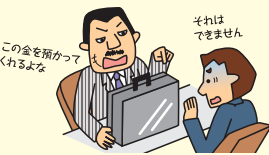
10 不当な金融商品取引を要求する行為



11 不当な株式の買取り等を要求する行為



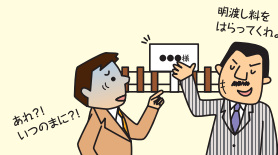
12 不当に預金・貯金の受入れを要求する行為



13 不当な地上げをする行為



14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為



15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為



16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為



17 建設業者に対して、不当に建設工事を行うことを要求する行為



18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為



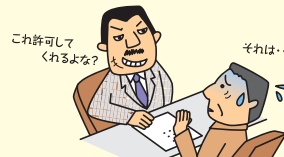
19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為



20 因縁を付けての金品等を要求する行為



21 許認可等をするを要求する行為



22 許認可等をしないことを要求する行為



23 公共事務事業の入札に参加させることを要求する行為



24 公共事務事業の入札に参加させないことを要求する行為



25 人に対し、公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為



26 公共事務事業の契約の相手方とすることを要求する行為



27 公共事務事業の契約の相手に対する指導等を要求する行為



企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針

暴力団の資金源に打撃を与える対策をより強化するため、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム(現暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム)による検討を経て、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめられ、平成19年6月、政府の犯罪対策閣僚会議の幹事会申合せとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「指針」という。)が策定されました。

指針では、反社会的勢力による被害を防止するための5つの基本原則を掲げるとともに、具体的な対応要領が示されています。

また、平成22年12月の第16回犯罪対策閣僚会議においては、企業活動からの暴力団排除のため、政府として「関係業界に対する指針の更なる普及啓発」等の取り組みを行うこととされています。

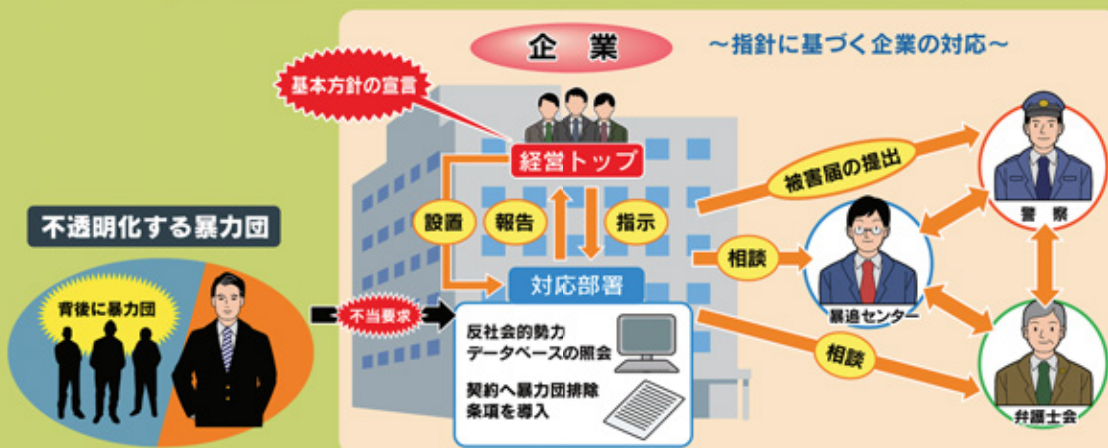
指針～基本原則 (平成19年6月)

- 1 組織としての対応
- 2 外部専門機関との連携
- 3 取引を含めた一切の関係遮断
- 4 有事における民事と刑事の法的対応
- 5 裏取引や資金提供の禁止

政府の取組(平成22年12月)

- ◎ 関係業界に対する指針の更なる普及啓発
- ◎ 暴力団排除意識の高い企業に対する評価方策の検討
- ◎ 公共事業等の契約の相手方企業やその下請企業等に対する指針に基づく取組の啓発
- ◎ 業種ごとの標準契約約款における暴排条項のモデル作成の支援
- ◎ 経済団体及び関係業界団体との連携の強化
- ◎ 業の主体からの暴力団等の排除

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針



福島県暴力団排除条例 (平成23年7月1日施行)

本県では、平成23年7月1日に「福島県暴力団排除条例」が施行されました。さらに理解を深めていただくために、改めて条例について詳しく解説します。

～スクラム組んで暴力団のいない安全で安心な福島県の実現～

目的

- 県民の安全で平穏な生活の確保
- 社会経済活動の健全な発展



排 除



基本理念

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

主 な 内 容

◎基本的施策

【県民等に対する支援】

県は、県民や事業者が暴排活動を自主的かつ相互の連携を図って行うことができるよう情報提供、助言等の支援を行います。

【暴力団からの離脱の促進】

県は、暴力団員の離脱の促進と社会経済活動への参加の援助をするため、就労支援等を行います。

【情報提供】

暴排のため、必要に応じて、警察による暴力団員等に関する情報を提供できることとしています。

※暴力団員等=暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

【保護措置】

暴排活動者等に対し、警戒や資機材の貸付などの警察による必要な保護措置を行います。

◎県の事務及び事業における措置

【公共工事等における措置】

公共工事・給付金の交付等の県の事務・事業(下請け等も含む)から暴力団員又は社会的非難関係者を排除します。

※社会的非難関係者=暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

【県の施設の使用における措置】

公の施設(会議場、集会場、広場等)が、暴力団の活動に使用されないための措置を講じます。

◎少年の健全な育成を図るための措置

【少年に対する教育等】

少年が、暴力団に加入したり、暴力団の被害に遭わないようにするための必要な教育を行います。

【暴力団員による少年への禁止事項】

- ① 少年を暴力団事務所立ち入らせること。
- ② 少年を自己の支配下に置く目的で「つきまとい」をしたり、「連続的な電話や電子メール」をすること。

【暴力団事務所の開設・運営の禁止】～違反=罰則

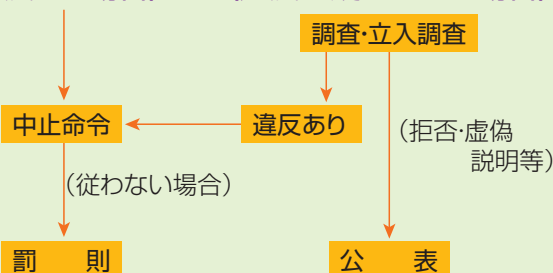
学校、図書館、都市公園などの対象施設の敷地の周囲から200メートル以内に暴力団事務所を新規に開設・運営すること。

……対象施設……

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 学校 | ⑦ 少年鑑別所 |
| ② 児童福祉施設・児童相談所 | ⑧ 保護観察所 |
| ③ 公民館 | ⑨ 青少年交流の家 |
| ④ 図書館 | ⑩ 県自然の家 |
| ⑤ 博物館 | ⑪ 都市公園 |
| ⑥ 家庭裁判所 | ⑫ 公安委員会規則で定める施設 |

対象施設の敷地の周囲 (200メートル以内) ←→ 暴力団事務所

〈違反した場合〉 〈違反の疑いがある場合〉



◎事業者による利益の供与の禁止等

【暴力団の利用等の禁止】

事業者は、事業活動を行うに当たって

- 暴力団の威力を利用すること
 - 暴力団の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させること
- が禁止されます。

【利益の供与の禁止等】

事業者は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して、次のような利益の供与をすることが禁止されます。

- ①暴力団の威力を利用する目的（したことで）
 - ②暴力団の活動・運営に協力する目的
 - ③暴力団の活動を助長することを知って
 - ④暴力団を優先的に取り扱うこと
- また、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者が情を知って①～④の利益を受けることを禁止

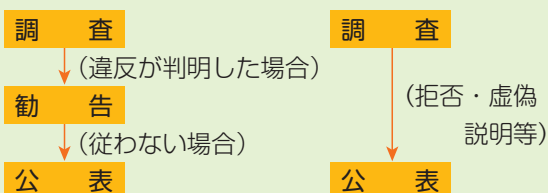
【契約時における措置等】

事業者は、

- ①契約関係者が暴力団員等でないことの確認
- ②書面による契約における暴力団排除条項の導入
- ③暴力団の活動・運営と判明したときの契約解除に努めなければなりません。

〈利益の供与の禁止等における

①・②に関して違反の疑いがある場合〉



暴力団事務所として使用されることを知った上での禁止行為は

【不動産の譲渡等に係る措置として】

不動産の譲渡等（売買契約など）の契約

【不動産の譲渡等の代理等をする者の措置として】

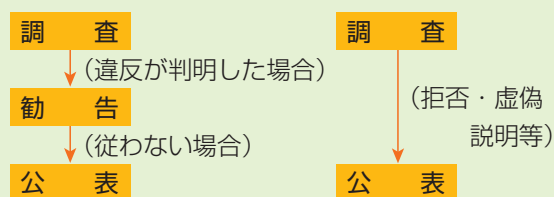
不動産の譲渡等（売買契約など）契約の代理・媒介をすること。

【建設工事に係る措置として】

建設工事（原状回復のための修繕を除く）をすること。

です。

〈違反の疑いがある場合〉



★上記3つの措置に共通する努力義務

- ①契約時の相手方に対する利用目的の確認
- ②契約時における暴力団排除条項の導入
- ③暴力団事務所として使用されることが判明した場合の契約解除又は買い戻し

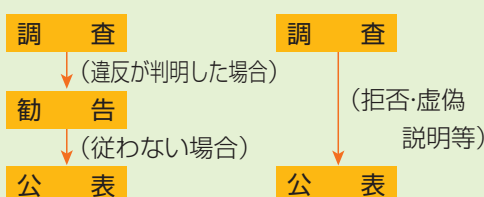
◎特定事業等からの排除

【特定事業者からの排除】～4業種

- ①ホテル・旅館
- ②冠婚葬祭業
- ③風俗営業等
- ④ゴルフ場

★暴力団の活動に利用されることを知って契約することが禁止されます。

〈違反の疑いがある場合〉



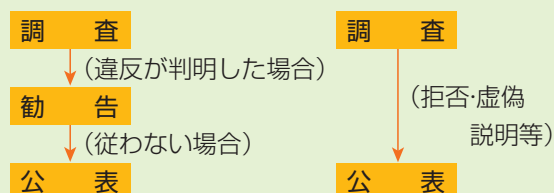
・暴力団排除の看板・貼り札の掲示等により、設備や施設が暴力団の活動に使用されないように努めなければなりません。

【祭礼等からの排除】

お祭りや花火大会等の主催者は、次のことが禁止されます。

- ★暴力団の威力を利用すること
- ★暴力団員等をお祭りに参加・出店させること

〈違反の疑いがある場合〉



直ちに撤去



不 当 要 求

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者のみに責任を押し付けることは最も避けるべきです。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

問題解決の 3 原則

暴力団等から不当要求を受けた場合は

- ① 組織的に対応すること。
 - ② 毅然とした対応を取ること。
 - ③ 早期に相談すること。
- が極めて重要です。



1

来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



2

相手の確認と用件の確認

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



3

対応場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所（自社の応接室）等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、組事務所には絶対に向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



4

対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5

対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」と告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、警察に不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡する。



6

言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。



対 応 1 2 則

迷わず・恐れず 警察、暴追センターへご相談を!!

7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫び状や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



8 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」などと喚ってかかれます。



9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。

暴力団員は、企業の方針の固まらない間、勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになります。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。



◎問題解決は、
毅然とした対応と早期相談!!

契約書等に暴力団排除条項の導入はお済みですか

暴力団排除条項(暴排条項)の導入は

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)において、有効であるとされています。

○暴力団排除(暴排)条項とは

企業が取引に関して、契約書や取引約款・規約等の中に

- ① 暴力団等反社会的勢力とは契約しない
- ② 契約後に
 - ・相手側が暴力団等反社会的勢力と判明した場合
 - ・相手側が不当要求行為を行った場合は、契約を解除する

旨を盛り込んだ条項のことを言います。



【暴力団排除条項の参考例】

第〇条 反社会的勢力の排除

1 甲は、乙(乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。)が以下の各号に該当する者(以下「反社会的勢力」という。)であることが判明した場合には、何らかの催告をせず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 特殊知能暴力集団
- ⑨ その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙(乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。)が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

～以下省略～

暴力団排除条項の効果は

① 被害予防的効果

暴排条項を導入し反社会的勢力の排除を明確にすることで、暴力団等の参入を抑制し取引への介入を未然に予防できます。

② 担当者の負担軽減効果

契約に際して、暴排条項が規定された契約書を相手方に交付することで、担当者が暴排条項を基に形式的かつ毅然とした対応が可能となり、担当者の負担軽減に繋がります。

③ 裁判規範としての機能

暴排条項を根拠に相手方との契約を解除し、損害賠償責任を負うことなく取引を解消でき、また、取引で具体的に損害が発生している場合は、相手方への損害賠償の請求等を行うことができます。

○表明・確約とは

相手方に、暴力団等反社会的勢力でないことを表明、保証させ、かつ、そのように表明したことに契約上の責任を負わせる条項を暴排条項に付加することで、反社会的勢力に関する情報の不足を補うことができ、より関係遮断の実効性をあげることが期待できます。

【表明・確約書の参考例】

〇〇株式会社
代表取締役

殿

〇〇株式会社
住 所
氏 名
生年月日

- 1 私は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約（いたします・いたしません）
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ
 - ⑥ 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - ⑦ その他前各号に準ずる者
- 2 私は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約（いたします・いたしません）
 - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

～ 中 略 ～

- 6 私は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約（いたします・いたしません）

令和 年 月 日
署 名

印

※上記参考例をもとに各事業所の実態に沿うような内容で作成してください。

あなたの職場を守る暴排条項を導入しましょう

少年を暴力団から守るために

少年を守るための対策

暴力団対応の5原則

- 1 誘いには乗らない。
- 2 話は信用しない。
- 3 話には応じない。
- 4 話にはすぐに返答しない。
- 5 誘われても絶対に付いていかない。

おいしい話には裏があり、甘い話にはワナがあります。
「暴力団対応の5原則」を守り、呼びかけには応じることなく、その場から立ち去ることで。
甘い誘いには、ハッキリと「**NO!**」と言って下さい。

暴力団は、組織勢力の維持・拡大を目的として、少年に狙いをつけ組織への勧誘をしています。
少年を暴力団から守るためには、暴力団の実態と少年を守るための対策を知ることが極めて重要です。

暴力団の生活は、人間性無視の世界!!



1 暴力団に入ると、生活費や小遣いは犯罪で稼がなければなりません。

暴力団から、生活費などの支給はありません。暴力団は「犯罪者集団」ですから、警察に逮捕されるのは当たり前のことです。また、稼いだ金も「組」に吸い上げられます。

2 暴力団に入ると、簡単に組抜け(脱退)できません。

暴力団に入ると、自由に組抜けすることは「組」が許しません。一旦結んだ暴力団内の繋がりは、実の親子より強く絶対的なものと位置付けています。仮に、組抜けを許してくれても、代償として「指詰め」や「法外な金」を要求されます。また、暴力団に入っている限り、対立抗争でいつ死ぬかわかりません。

3 暴力団に入ると、自由がありません。

一日中、組事務所での電話当番、組長や幹部の世話、使い走りさせられ、「組」に拘束されて自由な時間はありません。

4 暴力団の「掟」は、冷酷非情です。

組長や幹部の命令は絶対服従という暴力団特有の「掟」があり、その主たるものが、「反抗の禁止」「仲間を売る(密告、裏切り)ことの禁止」などです。例えば、「〇〇を殺せ」の命令にも逆らうことは出来ません。

5 暴力団は、「見栄とハッタリ」の集団です。

暴力団は、「高級車を乗り回すこと」「ブランド品を身につけること」「札びらを切ること」「目立つ女性を連れて歩くこと」の「見栄とハッタリ」の4点セットで自分の存在を誇示します。少年を「組入れ」させるための誘いの言葉としても使っています。

少年に対し、甘い言葉で加入を勧誘!!

1 暴力団は「すき」のある少年を狙い加入を勧誘しています。

暴力団は、少年を狙い組織への加入を勧誘しています。深夜はいかい、ヤケになっている少年など「すき」がある勧誘しやすい少年を狙っています。「高級車に乗れる」「金回りが良くなる」「女性にもてる」等、甘い言葉をエサに、「組」に加入させていきます。甘い言葉には、騙されないで下さい。

2 暴力団は、暴走族や非行少年グループ等を絶好のターゲットとしています。

暴力団員の中には、暴走族上がりがいったり、暴力団員が暴走族であったり、暴力団に上納金を納めている暴走族グループがあったりするなど、暴力団と暴走族は深い関係にあり、「暴走族は暴力団の予備軍」と言われています。

3 暴力団は、少年に犯罪を行わせています。

暴力団は、自ら表舞台に出ないで少年達を手足として使って犯罪を行わせ、資金を得ています。なりすまし詐欺、債権取り立て、風俗店の呼び込み、ピンクチラシの配布、出会系サイトによる売春斡旋など、ありとあらゆる犯罪に少年が利用されています。



不当要求対応DVDの紹介と貸出(無料)について

貸出手続き▶ 暴追センターに直接おいでいただくか、電話(FAX等)連絡により申込みをお願いします。(DVD貸し出しは無料ですが、郵送料は別となります。)
 なお、この他にも参考となる暴排DVDがありますので、ご相談ください。

No.	タイトル	時間	内容
1	事前の備えこそ最大の防御! ～巧妙化する反社会的勢力の罠～	46分 管理 ^{②⑦}	不当要求の手口と対応事例「①企業にクレームをつける悪質クレマー②インターネットを悪用した不当要求③暴排条項の記載がない契約書での取引によるリスク」。
2	不当要求・クレームへの初期対応 ～効果的な“必殺ワード”と対策ポイント～	43分 管理 ^{②⑧}	電話、インターネット、直接面談による不当要求を受けた際の初期対応。不当要求側へのNGワードと“必殺ワード”について紹介。
3	決断の刻 ～闇に引き込まれないために～	34分 管理 ^{③⑩}	大手ゼネコンを利用し、建設事業に入り込んでくる暴力団。一人で悩むことはない。今が決断の刻。
4	暴力団がやってきた! ～暴力団による不当要求等の実態と対応要領～	36分 管理 ^{④③}	不当要求の手口と対応事例「①一般企業と偽った暴力団事務所の開設②建築現場への下請け参加・外国人の斡旋③みかじめ料・用心棒料の要求」を暴力団側からの視点で描き、解説。
5	そのときどうする! はじめての不当要求対応 ～電話編～	42分 管理 ^{⑤⑧}	苦情が不当要求へ変わってしまう事例、不当要求電話への対応要領、迷惑電話への対応等について弁護士が解説。
6	そのときどうする! はじめての不当要求対応 ～面談編～	38分 管理 ^{⑥④①}	苦情か不当要求か、反社会的勢力の場合の面談等について、誤った対応と正しい対応等について弁護士がそれぞれの内容を解説。
7	ネットクレマーへの対応 ～そのときどうする!?!～	38分 管理 ^{⑦④④}	ネットクレームでの炎上、デマ、誹謗中傷を流されたなど、ネットクレマーへの対応要領を弁護士が解説。
8	不当要求対策 ～絶対に負けません～	61分 管理 ^{⑧⑥}	暴力団や半グレ、えせ同和や悪質なクレマーなど、「反社会的勢力」からの不当要求に対する対応策を解説。
9	3つの視点で考える ～反社会的勢力排除の対応策～	35分 管理 ^{⑨⑦}	企業を反社会的勢力から守るため、普段から準備すべき“平時の対応”、いざという時のための“有事対応”、社内に反社勢力を入れない“企業内暴排”をそれぞれの視点で解説
10	3つのフェーズで探る悪質クレマーに対する不当要求対応	36分 管理 ^{⑩⑨}	近年増え続ける悪質クレマーによる不当要求を「平時の対応」、「有事の対応」、「不当要求への対応要領・手順」の3つのフェーズに分けて、その対応策を解説。

賛助会員を募集しています!! ~一人でも多くの方の入会をお待ちしています。~

賛助会員とは?

暴追センターの暴力団根絶事業を推進するためにご賛同いただき、入会した個人又は企業・団体をいいます。

会費(年会費)

原則として

- 個人 5,000円以上
- 団体等 20,000円以上

なお、暴追センターは公益法人ですので、税法上の優遇措置を受けることができます。

会員の特典

- 「会員之証」の交付
- 暴追センターニュースの配信(概ね月2回)
- 暴排資料、カレンダー、ポスター、ステッカー等の配布
- ホームページ等へ「賛助会員一覧」の掲載



入会手続き

「入会申込書」等の提出をお願いしています。
詳しくは、暴追センターまで、お問い合わせください。

☎ 024-572-6960

暴追センター賛助会員一覧

令和6年度は423件(団体会員380件、個人会員43件)から賛助金1,021万円(令和7年2月15日現在)のご協力をいただきました。感謝の意を込め、ここに団体会員名(272件)を掲載させていただきます。(五十音順 敬称略)

区分	公 共 団 体 等
町 村	鏡石町役場 川内村役場
公 益 法 人	(公社)全日本不動産協会福島県本部 (公財)日本防災通信協会福島県支部 (公社)福島県浄化槽協会 (公社)福島県宅地建物取引業協会 (公財)福島市スポーツ振興公社 (公社)ふくしま被害者支援センター
一 般 法 人	(一財)大原記念財団 (一社)郡山医師会 (一社)生命保険協会福島県協会 (一社)岳温泉観光協会 (一社)福島県銀行協会 (一社)福島県警備業協会 (一社)福島県警友会 (一社)福島県産業資源循環協会 (一社)福島県自動車販売店協会 (一社)福島県損害保険代理業協会 (一社)福島県猟友会 (一社)福島県レンタカー協会
協 会	福島県建設業協会郡山支部 福島県信用金庫協会 福島県信用保証協会 福島県中古自動車販売協会 福島県農業信用基金協会
連 盟	福島県ゴルフ連盟
機 構	損害保険料率算出機構福島自賠責損害調査事務所
会	福島県行政書士会
連合会	こくみん共済coop福島推進本部 全国共済農業協同組合連合会福島県本部 全国農業協同組合連合会福島県本部
組 合	会津商工信用組合 会津地区遊技業協同組合 いわき信用組合 いわき遊技業協同組合 白河地区遊技業組合 相双五城信用組合 相双地区遊技業協同組合 相馬双葉漁業協同組合 岳温泉旅館協同組合 東西しらかわ農業協同組合 二本松三業組合 早戸温泉つるの湯企業組合 福島県社交飲食業生活衛生同業組合 福島県商工信用組合 福島県中央遊技業協同組合 福島県民共済生活協同組合 福島県酪農業協同組合 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合 福島地区遊技業協同組合
協議会	石川地区接客業暴力団排除推進協議会 東白川建設業暴力追放推進協議会 福島市環境連絡協議会 暴力団排除熱海地区推進協議会
自動車 教習所	会津自動車学校 扇町自動車学校 (株)昭和 昭和ドライバースカレッジ (株)須賀川ドライビングスクール 西部自動車学校 (株)タイヘイドライバースクール (株)平中央自動車学校 東北振興産業(株)会津中央自動車教習所 (株)南湖自動車学校 (株)原町自動車教習所 (株)原町中央自動車教習所 (株)富久山自動車教習所 保原自動車学校 マツキドライビングスクール福島飯坂校 湯本自動車学校

区分	企業名
あ行	(株)R・C (株)会津ゼネラルホールディングス (株)アコーデオン万SAI堂郡山店 朝日生命保険(相)福島支社 (株)アサンテ (株)飛鳥原瀧・今昔亭 (株)東館 (有)我妻不動産 (株)アトックス福島復興支社 アドレス(株) アドレス賃貸(株) (株)アラジン (株)安齋会計事務所 (株)安藤・間棚塩出張所 安藤ハザマJV浪江拠点出張所 石川建設工業(株) (株)泉田組 井田興業(株) (有)イチユウオート (株)伊東商事 いわき大王製紙(株) (株)ウェーブ21玉川事業所 裏磐梯レイクリゾート(株)グランベルホテル (株)栄楽館ホテル華の湯 エターナルプラス(株) エリート(株) 応用地質(株)エネルギー事業部 押田運送(有) 小名浜海陸運送(株) (株)小野中村 (株)オノヤ
か行	陰山建設(株) 鹿島建設(株)福島営業所 加藤建材工業(株) (有)かぶら カノ・トレーディング(株) (株)かんぼ生命保険 (株)企画室・コア (株)K I Z U N A 北関東空調工業(株) 北芝電機(株) キョウワセキュリティ(株) キョウワプロテック(株) (株)クサノ工建 (株)クラシマ グラントマト(株) (弁)クレイス法律事務所 (株)クレハいわき事業所 クレハ運輸(株) (株)クレハ環境 クレハ建設(株) クレハサービス(株) (株)郡中本店 (株)ケーイーティ (株)建堂工業 郡山ビューホテル(株) こころネット(株) 後藤建設工業(株) コボックス(株)
さ行	(株)財経戦略研究所 齋藤電建工業(株) 佐藤工業(株) 佐藤マシナックス工商(株) (株)山水荘 (株)GMクリエーション (株)四季工房 渋谷レックス(株) ジブラルタ生命保険(株)福島支社 (株)しもごう環境サービス (有)秀倫 庄司建設工業(株) (株)上信設備 常磐興産(株) 新常磐交通(株)整備事業本部 (株)シンヤ 進和ビジネス(株) (株)スカイ運輸 須賀川瓦斯(株) (株)鈴弥洋行 (医)生愛会 世紀東急工業(株)福島営業所 セキスイハイム東北(株)福島支社 積水ハウス(株)福島支店 ゼビオカード(株) ゼビオコーポレート(株) 仙建工業(株)福島支店 仙台ターミナルビル(株)エスパル福島店 全農物流(株)福島支店 (株)倉伸 (株)相双スマートエコカンパニー (株)相双リテック 損害保険ジャパン(株)福島支店 S O M P O ひまわり生命保険(株)
た行	大樹生命保険(株)郡山支社 (株)大東銀行 (株)ダイユーエイト 大和工業(株) (弁)滝田三良法律事務所 (株)タクトフル (株)タケダ 多田建設(株) (株)館岩工務所 丹野車体整備(株) 長治観光(株)ホテルリステル猪苗代 (有)土屋印刷所 (株)つばめエイジェンシー (税)寺田共同会計事務所 東京海上日動あんしん生命保険(株)福島生保支社 東京パワーテクノロジー(株)原子力事業部福島原子力事業所 (株)東邦カード (株)東邦銀行 (株)東邦クレジットサービス とうほう証券(株) 東邦福島(株) (株)東北エコークリーン 東北技研工業(株) 東北建設(株) (株)東北第一興商 東北労働金庫福島県本部 東洋システム(株) トヨタカローラ福島(株) (株)トヨネスト
な行	(株)ナイスミート (株)日進堂印刷所 日東紡績(株)福島工場 (株)日本政策金融公庫福島支店 日本生命保険(相)福島支社 日本たばこ産業(株)福島支社 日本郵便(株) (株)ネクセライズ小名浜事業所 ネットヨタ郡山(株) ネットヨタノヴェルふくしま(株) ネットヨタ福島(株)
は行	(株)ハートライン バックス情報システム(株) (株)埴町振興公社 (株)ハニーズホールディング (株)ビーエイブル 東日本建設業保証(株) 東日本高速道路(株)東北支社福島管理事務所 東日本電信電話(株)福島支店 東日本旅客鉄道(株)東北本部福島支店 (株)ビクルスコーポレーション 日野金属産業(株)福島事業所 ひめゆり総業(株) (株)フィットテック (株)ふくぎんリース&クレジット 福島運送(株) (株)福島銀行 福島信用販売(株) 福島スバル自動車(株) 福島ダイハツ販売(株) 福島トヨタ自動車(株) 福島トヨペット(株) (株)福島日泰重機 福島日野自動車(株) (株)福島マツダ (株)福島民報社 福島民友新聞社(株) 福島陸運(株) 福島リコピー(株) 富久泉工業(株) (株)福仙通商 福吉工業(株) 富国生命保険(相)福島支社 富士防災警備(株) 双葉運輸(株) 富友興産(株)荒川ゴルフクラブ (株)プラスワン・福島 PLANT5大玉店 (弁)ブレインハート法律事務所 (株)プロセス印刷 (株)平成興業 ホテル光雲閣 ホテルハマツハマツ観光(株)
ま行	前田建設工業(株)東北支店環境省復興関連事務所 (株)増子商事 (株)増子時計店 (有)松藤 マリーナ・レイク猪苗代(株) (有)マリンサービスいわき 丸長建設工業(株) (株)マルト (有)丸又葬儀社 三菱ケミカル(株) 三本珈琲(株)郡山支店 三つ山運送(株) 三山クリーン(株) (株)ミドルウッドグランパークホテルエクセル福島恵比寿 (株)都路林産開発 民間救急警備(株) 陸奥テックコンサルタント(株) 明治安田生命保険(相)郡山支社
や行	(株)八幡屋 (株)ゆうちょ銀行福島店 (株)ユタカ建設 (有)ユタカ自動車工業 (株)ヨークベニマル
ら行	(株)ラジオ福島 料理旅館田事(株)お茶とプリン (株)RYOWA東北支店 (有)ルームズ
わ行	(株)渡辺土木

(個人会員43件、公表を希望しない団体会員47件及び公表希望調査の未回答団体会員61件については掲載しておりません。)



公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

あなたの職場を
暴力団等から守るため
不当要求防止責任者講習を
受けましょう!!

講習
無料



暴追センターでは、福島県公安委員会から委託を受けて、県内6方部(福島市・郡山市・白河市・会津若松市・いわき市・南相馬市)で暴力団等からの被害を防止するため「不当要求防止責任者講習」を実施しています。

講習手続き

● 不当要求防止責任者の選任

会社・行政機関・自営業等、各種事業所ごとに「不当要求防止責任者」を選任してください。不当要求防止責任者の選任届は、最寄り警察署刑事(第二)課に提出するか、警察行政手続サイトからオンライン申請して下さい。

● 不当要求防止責任者講習の受講申し込み

当センターHPからダウンロードした責任者講習受講申込書により、最寄り警察署刑事(第二)課に提出するか、当センターに FAX、メールにより申し込みして下さい。(責任者選任届を提出するのが前提となります。)

● その他 詳しいことは、当センターHPをご覧ください。

- *講習日ごとに指定された業種以外の方の受講も可能です。
- *講習の申し込み後に、受付完了の連絡や案内等はありません。
- *定員になり次第締切りとなりますので、お早めにお申し込みください。

講習の種別

- 選任時講習 / 選任後(概ね1年以内)受講します。
- 定期講習 / 選任時講習を受講後、概ね3年ごとに受講します。
- 臨時講習 / 特別の事情がある場合に必要の都度受講します。

講習内容

- 暴力団等反社会的勢力の現状と動向
- 不当要求に対する対応要領
- 相談事例
- 弁護士からみた暴力団対策

受講修了書等の交付

- 受講修了書
- 責任者選任事業所ステッカー

責任者講習の問い合わせ

- 事業所の所在地を管轄する警察署刑事課(刑事第二課)の暴力団対策係
- 県警察本部組織犯罪対策課暴力団対策係(代表 / TEL024-522-2151)
- 公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター
TEL:024-572-6960

※詳しくは暴追センターホームページをご覧ください。

<http://www.botsui-fukushima.jp>

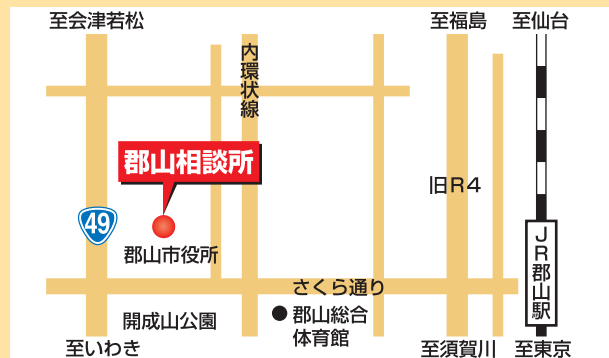
相談無料・秘密厳守

暴力団による悩み、困りごとは公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターへご相談下さい。早い相談が解決の決め手です。



公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター 福島相談所
〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館3階

TEL 024-572-6960 FAX 024-572-6961



公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター 郡山相談所
〒963-8024 郡山市朝日1-23-7 郡山市役所内

TEL 024-939-8930 (FAX兼用)